

1 開催日 平成30年3月30日（金）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第6号 高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

日程第3 市教委第7号 高知市教育委員会公告式規則の一部改正について

日程第4 市教委第8号 高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について

日程第5 市教委第9号 高知市教育次長担当事務に関する規則の一部改正について

日程第6 市教委第10号 新図書館建設室担当参事の担当事務に関する規則を廃止する規則の制定について

日程第7 市教委第11号 図書館・科学館担当理事の担当事務に関する規則の制定について

日程第8 市教委第12号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について

日程第9 市教委第13号 高知市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第10 市教委第14号 高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について

日程第11 市教委第15号 高知市立市民図書館図書館資料管理規則の一部改正について

日程第12 市教委第16号 高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について

日程第13 市教委第17号 高知みらい科学館条例施行規則の一部改正について

日程第14 市教委第18号 高知みらい科学館指導員設置に関する規則の制定について

日程第15 市教委第19号 高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について

日程第16 市教委第20号 高知市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について

報告 ○授業づくりハンドブック「学びの羅針盤」について

○平成30年3月高知市議会定例会について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	横 田 寿 生
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	教育政策課長	和 田 典 子
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	生涯学習課長	池 上 哲 夫

市民図書館長（参事）
教育研究所長
教育政策課長補佐
教育政策課総務担当係長
教育政策課主任

貞 廣 岳 士
近 森 夏 彦
吉 本 忠 邦
横 田 由 紀 子
北 岡 美 樹

1 平成30年3月30日（金） 午後3時00分～午後4時40分（たかじょう庁舎5階南会議室）

2 議事内容

開会 午後3時00分

横田教育長

ただいまから、第1200回高知市教育委員会3月定例会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、谷委員、お願いいたします。

谷委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第6号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第6号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」説明をいたします。

別紙資料1ページの新旧対照表をご覧ください。改正の趣旨といたしましては、特別の形態によって勤務する職員に、高知みらい科学館に勤務する職員を加え、科学教室等の職務に当たる職員の勤務時間を「第2勤務者」として追加するものです。この改正につきましては、公布の日である平成30年4月1日からの施行としております。

次に資料2ページをご覧ください。オーテピアの開館日からは、開館時間延長になることに伴いまして、細かくローテーションを分け、職員の中出、遅出勤務が発生することから、「第3勤務者」「第4勤務者」としてそれぞれ勤務時間を追加するとともに、週休日について変更を行うものです。この改正につきましては開館を予定しております平成30年7月24日の施行としております。説明は以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第6号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第6号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第7号「高知市教育委員会公告式規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第7号「高知市教育委員会公告式規則の一部改正について」説明をいたします。別紙資料3ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の趣旨といたしましては、平成30年3月30日施行予定の高知市公告式条例の改正に伴い、教育委員会規則及び教育委員会の定める規程、その他で公布又は公表を要するものについて、教育長が署名していたものを、教育長名の記名押印に変更するため、規則を改正するものです。なお、本規則は高知市公告式条例の改正条例の施行日に合わせ、平成30年3月30日からの施行としております。説明は以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

署名ではなく記名によって、良くなる趣旨を教えてください。

教育政策課長

1番は事務の軽減というところがございます。署名ですと、どうしても本人の直筆となりますが、今後は記名ということで、氏名の印字がされていても、そこに押印をすればよいということになり、事務の軽減になります。

西森委員

署名というのは重みがあって、行政では署名で行ってきたと思いますが、今、行政では、署名を記名、押印という形に変えるという流れがあるのでしょうか。

教育政策課長補佐

条例に関しては、法律の規定で署名により行うということになってはいますが、規則以下につきましては、自治体によって様々ということで、記名押印の方が多いと聞いております。

横田教育長

今回の規則や規程等については、こうするという改正で、条例については、従来どおりということですね。よろしいでしょうか。他に質疑等ございませんでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

では、他にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第7号「高知市教育委員会公告式規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第7号は原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第8号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第8号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」説明をいたします。別紙資料4ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の趣旨といたしましては、平成30年度教育委員会の機構改革に伴い、第3条において、事務局の内部組織に「図書館・科学館課」を追加し、また新たに第8条の2として、図書館・科学館課

の分掌事務を定めるものです。この改正につきましては公布の日である平成30年4月1日の施行としております。説明は以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にございませんか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第8号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第8号は原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第9号「高知市教育次長担任意務に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第9号「高知市教育次長担任意務に関する規則の一部改正について」説明をいたします。別紙資料6ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の趣旨といたしましては、「市民図書館」が「図書館・科学館課」に変更となることに伴い、社会教育関係を担当しております教育次長の担任意務について、規定を改正するものです。この改正につきましても公布の日である平成30年4月1日の施行としております。説明は以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にございませんか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第9号「高知市教育次長担任意務に関する規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第9号は原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第10号「新図書館建設室担当参事の担任意務に関する規則を廃止する規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課

市教委第10号「新図書館建設室担当参事の担任意務に関する規則を廃止する規則の制定について」説明をいたします。議案書11ページをご覧ください。

趣旨といたしましては、平成30年3月31日付で「新図書館建設室担当参事」が退職となり、職名を廃止することに伴い、規則を廃止するものです。この改正につきましても公布の日である平成30年4月1日の施行としております。説明は以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

横田教育長

退職ということですが、事業も終了したということになるのではないですか。

市民図書館長（参事）

はい。

横田教育長

建設事業も終了し、担当参事も退職されるから、廃止する規則を制定するということですね。よろしいでしょうか。他にございませんか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第10号「新図書館建設室担当参事の担任意務に関する規則を廃止する規則の制定について」は原案のとおり決することに異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第10号は原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第11号「図書館・科学館担当理事の担任意務に関する規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第11号「図書館・科学館担当理事の担任意務に関する規則の制定について」説明をいたします。議案書12ページをご覧ください。

趣旨といたしましては、平成30年4月1日から教育委員会事務局に配置する図書館・科学館担当理事の担任意務を定めるものです。担任意務といたしましては、高知市立市民図書館及び高知みらい科学館に係る諸施策の推進及び総合調整に関することについて、関係課又は市長事務局と連携して行うこととしております。この改正につきましても公布の日である平成30年4月1日の施行としております。説明は以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にございませんか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第11号「図書館・科学館担当理事の担任意務に関する規則の制定について」は原案のとおり決することに異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第11号は原案のとおり決しました。

日程第8 市教委第12号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第12号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」説明をいたします。別紙資料に戻りまして、7ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の内容といたしましては、平成30年の人事異動等に伴い、教育委員会事務局等に配置する職員の職名を定めるものです。まず、第4条第2項におきまして、部長級職員として「担当理事」を、課長級職員として「学力向上指導監」、図書館・科学館課及び民権・文化財課で採用しております「任期付主事」、「任期付専門員」を追加するものです。

次に、第7条第2項に規定しております学校を除く教育機関に配置する事務職員の職名につきまして、春野公民館を担当する課長補佐級の再任用職員として配置をしておりました「専門官」が平成30年3月31日付けで退職となりますことから、これを削り、針木・長浜の給食センター設置に伴い、給食センターに配置する課長補佐級の「センター長」を追加するものです。また、商業高校、幼稚園に新たに配置する職員の職名を追加するものです。この改正につきましても公布の日である平成30年4月1日の施行としております。説明は以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にございませんか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第12号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第12号は原案のとおり決しました。

日程第9 市教委第13号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

市教委第13号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」説明をいたします。別紙資料10ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の内容といたしましては、まず第2条第3項で、課の長を除く教育機関の長について「市民図書館長、高知みらい科学館長」を追加し、また学校給食センターの長の職名の変更を行うものです。

次に別表において、ひな型番号20の2として、「図書館・科学館課長之印」を、20の3として「教育委員会印市民図書館用」を追加するものです。また、この追加によりまして、20の3の公印を潮江市民図書館を含む市民図書館の使用許可に関する文書に使用することとなるため、今後使用する見込みが無くなるひな型番号23・24の公印を廃止するものです。説明は以上です。この改正につきましても公布の日である平成30年4月1日の施行としております。説明は以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

森田委員

本質的なことではないのですが、新設されるのは「れい書」で、他は「てん書」が多いみたいなのですが、「れい書」にされる理由というのは何ですか。

教育政策課長

今、整理がされていない形になっているからです。

教育政策課長補佐

規定の中で、てん書とれい書が混在しております。同様の印については、同じ書体をとということで規定をしており、先程、和田課長が申しました全体として整理がされていないということもあるのですが、概ね、そういう規定でされております。

西森委員

読めればよいと思うのですが、今後整理をしていくとしたら、れい書に統一していくから、今回れい書にしておくということですか。

教育政策課長補佐

印の形状というところで、同様の印については、今まである規定のてん書やれい書に合わせていく形で規定をしていくということです。

西森委員

今まで市民図書館は、れい書だったのですか。新設となっていたので、何故、新規なのに、れい書とてん書があるのか、どちらかに統一していく方向性があるのかと聞いていたのですが、れい書が推奨されているとか、てん書が推奨されているということではないのですか。

横田教育長

例えば、12ページの22番で言いますと、従来あるものはそのまま使うということです。今回は、ここに記載している、図書館長と図書館・科学館課長の所が変更になるという改正になります。そして、この下にあります23番と24番については削除となりますし、24の2につきましては、少し前に作った印ですが、このような字体に揃えていくということです。印だけを見ていくと、そういう違いがあるかもしれませんが、今回の改正については、図書館長の所が、図書館・科学館課長になる改正で、一緒に載せておりますが、従来ある印は、変更がなければそのまま使っていくということです。よろしいでしょうか。

西森委員

はい。

横田教育長

他に質疑等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

他にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第13号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第13号は原案のとおり決しました。

日程第10 市教委第14号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

市民図書館長（参事）

市教委第14号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」説明をいたします。別紙資料の13ページをご覧ください。

主な内容としましては、機構改革による内部組織の見直しとして第2条を削除し、第3条の図書館の分掌事務について、項目の整理を行いました。

また、市民図書館と県立図書館の合築によるオーテピア高知図書館が本年7月24日に開館するに当たり、昨年の9月議会において開館時間・休館日等の変更と、新たにオーテピアのホールや駐車場料金を設定する市民図書館条例の一部改正を行いました。

条例の施行に併せて、14ページ「利用者の遵守事項」及び16ページの「減免基準」等について規定の見直しを行い、開館後に始まるオーテピアのホール等の使用許可について、18ページから19ページにございます使用願・許可証における必要な様式修正を行いました。

減免については、16ページにございます改正第8条第1項第1号にホール等オーテピアの貸室の減免基準を新たに定め、オーテピアに入る県市の図書館、科学館及び点字図書館が使用する場合は県と市、県市の教育委員会が主催又は共催する場合、その他、国や地方公共団体が使用する場合は全額免除といたします。次の第2号にはオーテピアの駐車場料金の減免基準を新たに定め、オーテピアの利用者に限り、最初の1時間400円を免除といたします。第3号は、潮江市民図書館の貸室にかかる規定であり、内容自体に変更はございません。

また、規則全体として、施設の使用に関する規定については「利用」から「使用」に文言の修正を行っております。

説明は以上でございます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

16ページの右側、新の1番下にある第8条第3号のウですが、後援に関する事業でもこういうのがあるのかと思ったのですが、今までも名義後援をされる場合には、例えば、市民図書館等において利用等で減免されるということはありませんでしたか。

市民図書館長（参事）

それにつきまして具体的事例で言いますと、生涯学習教室という教室がありまして、そういった方が継続して活動される場合について、後援をしております。そういったケースが主でして、活動を継続していただきたい思いを含めて、後援をして5割減額の中で運用しております。1番多いケースはこれでございます。

西森委員

今、運用とおっしゃったのですが、後援を受けて減免されるという規定は、今までにもあったのでしょうか。

市民図書館長（参事）

後援指定であります。

西森委員

では、名義後援というのは、経済的利益やメリットはなく、お名前を貸していただけるだけで有り難いという思いだったのですね。

今回、後援を受けることで、経済的メリットがありえる規定に思ったものですから、今までも、そういった規定があったかどうかということをお聞きしたかったのですが。

市民図書館長（参事）

それでいいですと、そのとおりの運用になっていないのは間違いないことであって、後援を一定の基準にしておりますので、それがないと5割減額を受けられないというところにはなっております。

後援をするしないの部分でいいですと、名義後援もあります、潮江市民図書館でいうと、そこがリンクしている形もありますので、5割減額です。そういうことも考えた中で、名義後援としては、潮江市民図書館の過失的などころでは、していないのが実情です。そういったことで、別の場所ですとか市民図書館名で後援を行ってこれというところではいいですと、結構名義後援をして

もらいたいという申請がきていますので、潮江市民図書館の過失にはリンクしていない。そういった状況で動いております。

西森委員

名義後援したら、減免、減額できるということだと思のですが、そういった規定自体はあるのですね。過去にも。規定といますか、明文化されているもの。

市民図書館長（参事）

明文化はなく、規則自体で「共催し、又は後援する事業に使用する場合であつて」とあり、それが前提条件にまずなっている。そして「教育委員会が必要と認めるときは」この認めるときが、先程言いました公として教室をしたその後の継続事業について減額しているということで、規定自体では、第8条第3号のウで示された形で減免なされているということになっていまして、名義後援する場合、「又は後援する事業に使用する場合であつて」ということで、リンクする場合も当然あります。あるけれども、「教育委員会が必要と認めるときは」から外れて、名義後援だけのときは、減額しないということも実例としてはあるはずです。具体事例がでてきませんけれども。

西森委員

わかりました。

森田委員

教えてください。旧の所は「利用」という言葉になっておりまして、新しい所は「使用」となっているのですが、このニュアンスは似ているように思いますが、変えているのはどういったことからですか。

市民図書館長（参事）

地方自治法上、「利用」と「使用」の法的な使い分けが常用側の方でありまして、ホール、研修室、集会室について言うと、「行政財産の使用」という言葉が使われているということです。「公の施設の利用」とありますけれども、「利用」と言いますと、例えば、図書館を利用する、借りに行く「利用」という言葉で、ホール、研修室、集会室、駐車場で言いますと、常用で「使用」という言葉が使われているのが1点です。2点目でいうと、高知市のほかにおける条例規則上で、「利用」ではなく「使用」という言葉が使われているという整合性の両面から今回整理を行い、「利用」から「使用」に変えたということがございます。

森田委員

では、条例等の関わりということで。

市民図書館長（参事）

はい。条例等の整合性もあるということです。

横田教育長

元々は、そういうところはあまり考えずに「利用」と使われていた。ある時期から、そういうことを整理するようになったから、この際、併せて「使用」に改めたということですね。

市民図書館長（参事）

はい。そうでございます。

森田委員

もう一つだけ、すみません。この資料の15ページくらいのところです。第8条でこういうことを守らなければいけないとあって、第7条の（6）（7）のところで、許可を受けないで所定の場所以外で飲食し、又は飲酒しないこととあるのですけれども、許可を受ければ、飲酒できるということですか。旧のところで、教育委員会の許可を得たら、お酒を飲んでもいいとあったのですが。

市民図書館長（参事）

それについていいますと、一步踏み込んだ規則改正になっていまして、様々なイベント等、お酒を飲むイベントというのは、めったに許可をしないと思いますけれども、具体事例は出せませんが、

例えばビジネス的な利き酒大会、事例が悪いかも知れませんが、利き酒大会をオーテピアの中でするとなると、飲酒ということにつながりますが、そういったことを踏まえて、特例的にそういった事情があれば許可をして、飲食も認めていこうという趣旨でございます。しかし、あくまでも原則、飲食飲酒は駄目だということ、後、お酒以外に飲食であれば、図書館の中の1階エントランスの所では、自由に飲食ができる場所があるので、指定する場所はOK。それともう一つ、図書館でいえば、そもそも、中でジュース等飲むと、図書にこぼれて図書が痛むということで禁止していることが多かったのですが、キャップ式のペットボトルはOKにしよう等という流れの中で、こういう規則で縛りを付けたと同時に、許可を受けたらできるような形にしたというところでございます。

森田委員

状況に応じてということですね。

横田教育長

中心市街地にあつて、商店街にも隣接してあるわけですが、そうしたところから、そういう要望、要請等は具体的にありましたか。

市民図書館長（参事）

具体的にあつているところでいいますと、一つ思い出したところでは、開発している商品の試食をしたいというのがありました。図書館は老若男女、かなりの来館者が来る所でございます、そこで食べていただくことによって、味のアンケート等ということを行ってみたいなど、図書館を活用できるというご提案は受けております。具体的に事業がどうかというところには至っておりませんが。

横田教育長

そういう要望にも一定、対応できるような規定に整備をしているということですか。

市民図書館長（参事）

はい。それも含めて、そのとおりでございます。

横田教育長

他によろしいでしょうか。

谷委員

第8条の第1項第2号ですけど、「オーテピア関係施設の利用者に限り、1回当たりの使用につき最初の1時間までの当該使用料を全額免除する。」ということは、オーテピアの関係施設の利用という意味が分からないのですが、何らかの印を貰ってきた人に限って1時間無料なのか、誰でも1時間無料なのか、図書館で本を探して本が無かったとしても、1時間無料なのか、このあたりはどのようになりますか。

市民図書館長（参事）

条例別表第1第2号に書ければ良かったのですが、これは駐車場の使用料金を示しております、2号に規定する施設というのは、駐車場と読み替えていただければと思います。駐車場については、オーテピア関係施設の利用者、つまり、ホール、研修室、集会室、科学館、点字図書館、図書館を利用した場合について、最初の1時間は全額免除するという規定でございます。

谷委員

それに行ったという印はなくても、要は、これに入って1時間以内に戻ってきたら、無料になるということですか。そういうふうにとれるので、それで大丈夫なのかと思ひまして。

市民図書館長（参事）

オーテピア関係施設の利用者に限りの利用において言いますと、オーテピアを利用する方のための駐車場でございますので、オーテピアを利用していただいたら、基本的に1時間は無料です。

横田教育長

それは、駐車券みたいな物があるのですか。

市民図書館長（参事）

それを含めて運用上でいいますと、まず、駐車券を発行します。フラップ式にしる、機械式にしる、駐車券を発行いたしまして、最終決定の具体詳細はまだ詰めれていないのですが、各館の各カウンターで手続をします。例えば、2階の図書館カウンターで手続をします。ホール、研修室も同様ですし、科学館も同様でございます。そこでリーダー機での読み込み等々で、1時間無料ということをしてしまして、そこでオーテピアの利用者であることを確認した上で、最終、精算機で1時間以内であれば0円ということで、そのまま出て行けるという仕組みを考えております。

横田教育長

それは機械でできるのですか。人の手は介さずに、駐車券を機械に入れたら1時間分減額できるようなことですか。

市民図書館長（参事）

他の施設では、利用者の方に駐車券を機械に入れていただいて行っている所がございます。最終検討、最終決定まで至っていないですけれども、来るだけで買い物へ行く等も考えられますので、最終的には職員の手を介した上で、抑止力といたしますか、一定、抑止をするためにカウンター職員を介した形で機械読み込みをし、利用者の方にお返しするという事を考えております。

横田教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

他にご意見はないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第14号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第14号は原案のとおり決しました。

日程第11 市教委第15号「高知市立市民図書館図書館資料管理規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

市民図書館長（参事）

市教委第15号「高知市立市民図書館図書館資料管理規則の一部改正について」説明いたします。別紙資料の20ページをご覧ください。

主な内容としましては、規則の題名に図書館が重なることから、読みやすいよう題名を改めるとともに、第2条の定義については、図書館条例の設置目的に同様の規定があることから、規則から削除いたします。また、規則全体として「図書館資料」を「資料」に、「帳簿」を「台帳」に読み替える改正を行います。

その他、21ページ第9条の帳簿記載の省略については、絵本と漫画本は条文中の「消耗品度の高いもの」に含まれること。スタイルブックとは、服飾の型などを図や写真で紹介したものでございますが、これについては現在、図書館では取り扱っていないことから削除することといたします。

説明は以上でございます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

寄託資料についてお伺いしたいのですが、前の規定とほぼ変わらないと思うのですが、第6条で寄託というのは一般に預かるものという理解でよろしいのでしょうか。

市民図書館長（参事）

はい。

西森委員

これについては、第9条の不用資料の廃棄の一般資料であったら、不用だったら、捨てていいということになっているのですか。寄託資料は、一般資料と同様に扱うという第6条第3項があって、第9条で、預かったものでも捨てていいということですか。預かったものは、最終的にどうされるのですか。一定期間を決めて、それを返せばよいと思うのですけれども。多くなっていったとき、今、どうされているのかと思ひまして。

市民図書館長（参事）

実際の運用としましては、寄託資料というのは、過去に寄託されたという経緯があって、今回、オーテピア高知図書館になるに至って、寄託を寄贈にさせていただいたら、という話をした中で、寄託を寄贈に変えたケースもあります。ただ、やはり、寄託という形で、お持ちになりたいということで、図書館に預けるということも一部ありますということと、未来永劫的にいいますと、寄託を受けてしまうと、収納庫に限りがありますので、図書館として貴重な資料で、寄贈ではなく寄託でも構わないというものは、今後受けていこうかと思っています。それも含めて、寄贈も収納庫に限りがありますので、寄贈、寄託の取扱いは難しくございます。

西森委員

おっしゃるとおりだと思います。寄託だとやはり義務というか、負担付きということになるでしょうから、極端に言うと、一方的に、これ預かってくださいと寄託のお申し入れがあったとしても、お受けするかどうかは、こっちの判断でやらせてもらいますということですよ。

横田教育長

先程、ご指摘のあった、一般資料と同様に取り扱いというと、第9条の廃棄との関係で言うと、寄託資料を一方的に処分するということは、ありえるのですか。

市民図書館長（参事）

実際、ありえないと思っておりますし、ここにあるように、不用又は破損等により使用不能になった場合、災害等時も含めて、それを廃棄しようとする時は、やはり所有をされている寄託された方の承諾を得てから廃棄をすることになるかと思ひます。

西森委員

運用と実情のことについての伺いになりますが、実際にあるかはわかりませんが、送り付けられて来たときに、角が立つのでそれなりにお取り扱いになっているとお話になっていたことがありましたけれど、手紙等で、「夫が残した大事な資料なので、お預けしたいと思ひます」と言ってきたとした場合で、それをクロネコヤマトが持ってきた時、窓口では、一旦受け取らざるを得ないのでしょうか。

市民図書館長（参事）

実際の運用とすれば、ここで言うのは寄託資料、寄贈資料になりますけれども、一般に、ご自分で作られた自主出版の本であるとか、報告書等々を図書館の方に送って寄贈するという形があります。実際、寄贈を受けますけれども、一定期間置いて廃棄をする等の運用を行っています。窓口へ持って来られて、これは自主出版のケースではないですが、家で読まれた本をいらなくなったから図書館へ持って来られるケースがかなりあります。預かった上で、カウンターの対応といたしましては、スペースの制限がありますので全部は置けないかもしれないけれども、ということをお前提のもと、お預かりをし、廃棄しなければいけないものは廃棄をして、置ける分は置いています。人気本等々は有難い話なので、予約待ちが減るということもありますので、その時期は何冊あってもいい

いですし、いただいています。ただ、年数が経ってきましたら、予約が少なくなってまいりますので、適宜廃棄をしているというような運用でございます。

西森委員

贈の方はいいと思います。贈は寄贈でしたら、利用も廃棄も含めて権限が移譲されるのでいいですが、預けたい申出が、ややこしいように思うのですけれども、預けたいという申出も現実にはありますか。

市民図書館長（参事）

預けたいという申出は、滅多にございません。それは貴重資料で寄託したいというものであって、スペースの都合上、なかなか、うんとは言わない形になります。

横田教育長

最近の傾向として、国なり県なり色々含めて、公的な所は、基本的に寄託を受けないという方向にあるのですか。

市民図書館長（参事）

聞いている範囲で言うと、博物館等々、寄託というのは、本当に貴重な物であれば寄託でとなりますけれども、基本的にさほど価値を感じなければ、寄託をお断りするケースが多いように聞いております。

西森委員

窓口を持って来た場合で、寄託といいますか、預けたいと言われた時は、上司を呼ぶというような形なのでしょうか。窓口対応で、そのようなことが年に1回とか、若しくは、無いのではと思うのですけれども、しんどいですよね。

市民図書館長（参事）

滅多に無いですが、そのような場合には、私なりに話が上がってきて、私に対応することになると思います。私だけではなく、副館長や係長までで対応することになると思います。

横田教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

他にご意見はないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第15条「高知市立市民図書館図書館資料管理規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第15号は原案のとおり決しました。

日程第12 市教委第16号「高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

市民図書館長（参事）

市教委第16号「高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について」説明いたします。

別紙資料、新旧対照表の23ページから27ページをご覧ください。

オーテピアにおいては、県立、市民の両図書館が共通する業務を一体的に行うことから、図書館資料の利用に関する規定等について、県市で齟齬が生じないよう整理を行うものです。主な内容としましては、利用者が図書館内で同時に利用できる書庫内の資料数について、県立図書館の資料の数と合わせて図書等「20点以内」、その他の資料、視聴覚資料、マイクロフィルム等は「10点以内」

と定めるとともに、利用者を「個人」と「団体」に分けて、利用カードの交付、有効期間、更新、返却等の規定を整えたものでございます。

また、県においても、市と同様の改正を行うため、本年1月30日から2月28日の期間でパブリックコメント、何も意見はございませんでしたが、を実施し、3月22日の県の定例教育委員会において可決されました。

説明は以上でございます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

ここは資料の「利用」という言葉でいいのですか。

市民図書館長（参事）

はい。

横田教育長

この改正によって、県市の利用形態は同一にされるということですか。

市民図書館長（参事）

はい。別れていたところがあって、そこも合わせなければいけない。同じ図書館で同じことをするわけですので、同一にしなければならないということで、整理をするわけでございます。

横田教育長

厳密にいうと、一字一句同じということではなくて。

市民図書館長（参事）

そこまですれば完璧だったと思いますけれども、趣旨的な内容的なものを合わせたという改正でございませぬ。

横田教育長

それは、言い回しは言い回しで独特なもの残っているけれども、内容は合わせたということですか。

市民図書館長（参事）

一字一句ではないですけれども、内容は合わせたということです。

横田教育長

よろしいでしょうか。

森田委員

24ページのところで、利用カードの有効期間が前と変わらず3年となっているのですけれども、図書館によっては5年くらいありますけれども、ここは議論されているのですか。

市民図書館長（参事）

3年についていいますと、県市のシステム統合を2年前に行いまして、その時に県と話をしまして3年と決めました。市は1年、県は有効期限がなかった状態の中で、協議した結果、3年と記憶しております。

横田教育長

3年ごとに更新の時期が来るわけですね。更新の手続は。

市民図書館長（参事）

更新の手続は、簡易な形にしておりまして、更新がきたら、住所氏名は変わってないですかということで簡易にできるものにしております。有効期限を定めていないと、図書館というのは住民票登録のシステムとつながっておりませんので、死亡した方や転勤された方等わかりませんので、ずっと利用者として登録されてしまうということがあって、有効期限を決めざるを得ないというようなことでございます。

西森委員

今の運用がどうなっているか実情を知る質問です。26ページの資料の損害弁償というところですが、市民図書館の方で年間こういう件、損害弁償は何件くらいありますか。

市民図書館長（参事）

具体的な数字は、手元にないので分からないのですが、感触的に年間1,000冊近くはあるかと思えます。

横田教育長

それは、1,000冊なくなっているということですか。

市民図書館長（参事）

紛失したケースも含めてです。汚損したというケースの方が少なくて、返却期限が過ぎて返したのだけでも、本がないという賠償的な話の方が主であって、本を汚しましたという代本の方が少ないです。その数字はありますけれども、具体的な数字は覚えておりません。

西森委員

今のは正直に申告した方という感じですよ。それ以外に行方不明になる資料は、年間どれくらいありそうですか。

市民図書館長（参事）

覚えておいて、すぐ言えたらいいのですけれども、私の感覚で言いますといけません、高知市民図書館は少ないという感覚です。他の図書館は紛失例がありますけれども、まず、数字を見た時に、私を感じたところで申し上げますと、紛失であるところ等が少ないという状況であるという感触であります。

西森委員

最後にもう1点だけ、興味本位で恐縮です。代納とか相当の代価についてですが、中にはもう流通していない状況で、古本等で手に入れなければいけない、また、ネットを見たりすると意外と値段が高騰している良い本の場合もあると思いますが、こういった場合は、相当の代価はどうなりますか。

市民図書館長（参事）

それについて言いますと、先ほどおっしゃられた現在出版されていない本も多々あるわけで、そういった本を紛失されるケースもございます。それでいうと、同等の代本といいますか、同じ作家の方の出版されている本等で、値段が高くなっているものもあろうかと思いますが、その代価を求められるものではなく、定価的などが基本にはなっております。

西森委員

そうですか。分かりました。ありがとうございます。

横田教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

他にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第16条「高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第16号は原案のとおり決しました。

日程第13 市教委第17号「高知みらい科学館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

市民図書館長（参事）

市教委第17条「高知みらい科学館条例施行規則の一部改正について」説明いたします。別紙資料、28ページをご覧ください。

改正の内容は、機構改革に伴うもので、第6条第8項中の協議会、高知みらい科学館協議会の庶務を、「市民図書館」から「図書館・科学館課」に改めるものです。

説明は以上でございます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にございませんか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第17条「高知みらい科学館条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第17号は原案のとおり決しました。

日程第14 市教委第18号「高知みらい科学館指導員設置に関する規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

市民図書館長（参事）

市教委第18号「高知みらい科学館指導員設置に関する規則の制定について」説明いたします。定例会資料、議案書の33ページをご覧ください。

高知みらい科学館においては、プラネタリウムの投映、理科学習、ミニかがく教室、科学イベント等各種事業を実施してまいりますが、これらの事業を円滑に実施するため、学芸員、教員に加え、「高知みらい科学館指導員」を平成30年4月1日から配置することとしており、その身分等について必要な事項を定めるものであります。

主な内容としましては、第2条に資格要件として、「教育職員の普通免許状を有する者で、3年以上教育に関係のある職にあったもの」と定め、本年2月11日に閉館しました子ども科学図書館指導員からの移行、また、今後新たに委嘱する指導員についても教員OBを想定しております。

指導員の身分は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とし、任期は、原則として委嘱の日から委嘱の日の属する年度末までとし、勤務評価を経た上で再任できる規定としております。なお、現段階では、年齢制限は設けておりません。

第10条の報酬等につきましては、高知みらい科学館の館長及び指導員の配置に伴い、昨年9月議会において「高知市報酬並びに費用弁償条例」の一部改正を行いました。

指導員については、教員OBを想定していることから、同等資格を資格要件としている学力向上推進員を参考に、報酬上限月額202,000円と定めており、本規則において、別表のとおり3時間から7時間までの区分ごとの金額を規定いたします。

以上で説明を終わります。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

森田委員

33ページの2条のところですが、3年以上教育に関係のあった職というと、公的な先生、塾や学研、公文等ありますが、どこからどこまでになりますか。

市民図書館長（参事）

規則上でいいますと、教育とは広くございまして、規定しておりませんので、塾等含めて教育だと考えておりますけれども、科学館指導員として相応しいかどうかを考える中における教育というところが根っこにあると思いますので、それも含めて選考していくと、選考した結果、委嘱をしていくことになると思います。

西森委員

欠格条項で1号に成年被後見人又は被保佐人とあります。これは、成年後見の利用促進法等の関係なのでしょうが、本年3月13日等に成年後見制度の欠格条項を廃止するというところで、政府が関連法案を出していて、国家公務員法、医師法、実は弁護士法等でも成年被後見人の欠格条項を外すというように国が動いております。障害者の支援を中心にする弁護士の意見とは別のところで、果たしてそれがどうかという議論があると承知しています。弁護士法で成年被後見人になっている人が、人様の財産を預かれるのかという根源的な話が、真面目に議論されており、しかし、この流れの中で、欠格条項が外れるというようになってきていて、個別に面談して判断せよという風潮になっているようでございます。したがって、この第3条第1号について、流れと違うのではないですかというご指摘がある可能性もあると思っております。ここの判断基準は、皆さんがそれはそうだ、それはおかしいと言って、総意が得られるものかということ、成年被後見人や被保佐人になった人に、指導員が務まりますかというような疑問も当然寄せられるのであって、然るべき条文だと考えれば当然なのですが、弁護士やお医者様もそういう状況であるということは、一言附言として言っておりますが、今回これに反対ということではございません。なお、被保佐人といいますと、私が知っている方でも、統合失調症という病気とお付き合いしながら生活をしている方で、被保佐人になるケースはあって、成年被後見人といくくりについてもそうですし、被保佐人で、更に、指導員になることができないというのは、もしかすると厳しいのかなという気は確かにしなくはありません。ただ、今回は意見だけに留めさせていただきます。

横田教育長

これは、この件だけに限らず、市教委、市全体で類するものがたくさんあると思いますので、そういったところが1つでも見直しをすれば、全体での対応ということで見直しをすることになるかと思いますが、そういう受け止めでいいですね。

市民図書館長（参事）

はい。市全体で非常勤特別職がこういった規定になっておりますので、市全体における改正の中で考えていこうと思います。ご意見を参考にさせていただきながら、そうやっていきたいと思っております。

森田委員

第5条のところですが、非常勤の方の働き方のお話を聞いていると、最大1年契約という中で、次の再任があるかどうかを3月末等に突然言われる場合と、1月頃等に次はないと言われるのでは、次を探しやすい、また、いつ言われるかも分からず、生活もあるので困るという方が結構いるので、勤務条件等をお渡しになる時に、いつ頃それが決まるかということも言っていただいた方が、指導員の方の生活にも大事だと思しましたので、お話をさせていただきました。

市民図書館長（参事）

おっしゃるとおりでございまして、指導員の報酬は生活面において、非常に大きいものですので、事前に説明を十分にしなければいけないと思います。ただ、今の運用でいきますと、教員OBの方、年金を貰われている方も多くございます。それも実情であって、貰われていない方を委嘱する可能性もあるわけですから、十分に説明をしていきたいと思っております。

横田教育長

現状として、直前で雇えない等通告する事例があるわけですか。一定の期間、猶予を持って通知するなりすることが多いと思いますが、どうですか。

市民図書館長（参事）

言われているとおり、事業の縮小なり廃止によって、委嘱員を来年から雇わない、雇止めをするとなってくると、先ほど言った問題等が生じてきますので、教員OB含めて、かなり前の段階から言っていく話になろうかと思えます。事業の縮小等々だけではないが、個人の生活を含めた話ですので、雇止めがあるとしたら、手前に言っていけないといけないと思っております。

横田教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

他にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第18号「高知みらい科学館指導員設置に関する規則の制定について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第18号は原案のとおり決しました。

日程第15 市教委第19号「高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

市教委第19号高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について、説明をさせていただきます。

それでは、内容の説明ですが、別紙資料の29ページから35ページに新旧対照表が記載されておりますので、29ページをご覧ください。

今回の改正の趣旨ですが、高知市工石山青少年の家について、3月市議会において指定管理者制による施設の管理ができるように条例を一部改正いたしました。

その条例改正に合わせて、規則の一部を改正するものです。

第5条利用者の遵守事項ですが、第7号から第9号までの各号を新設していますが、これは許可を受けずに飲酒や施設の利用、迷惑行為を禁止するもので、施設の管理者が適切な管理ができるようにするため、他の施設の規則に合わせて規定するものです。

次に、第6条の使用料の減免ですが、これは今まで要綱で規定していたものを、規則に規定するものです。

次に第7条は、指定管理者を指定した場合の取扱いについて、条例等の読替えを定めたものです。

次に、32ページから35ページの様式の修正ですが、送り仮名や数字の標記などを、公文書の標記にそろえるものと、最後の35ページはこれまで規定されていなかったのが今回新たに整えるものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にございませんか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第19号「高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第19号は原案のとおり決しました。

日程第16 市教委第20号「高知市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

環境支援課長

市教委第20号高知市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について、説明をさせていただきます。

改正の趣旨としましては、現在整備中の学校給食センターで給食を実施する学校を定めるものです。

別紙資料の最後36ページの新旧対照表を御覧ください。別紙資料の新旧対照表で説明させていただきます。

改正内容でございますが、第2条の対象学校につきまして、表の左の旧の欄には、改正前の「鏡学校給食センター」について、学校給食実施校の対象校4校のみが記載されておりました。

改正後は、表右の新しい欄に、別表に定めるとおりとする、と改めまして、別表に「鏡学校給食センター」に加えまして、新しく、「針木学校給食センター」と、その対象校、城北中学校・城西中学校・西部中学校・朝倉中学校・旭中学校・春野中学校の6校を追加し、同じく「長浜学校給食センター」と、その対象学校、愛宕中学校・潮江中学校・南海中学校・三里中学校・青柳中学校・一宮中学校・横浜中学校の7校を追加するものです。

説明は以上でございます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にございませんか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第20号「高知市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第20号は原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項です。

授業づくりハンドブック「学びの羅針盤」について、事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

教育研究所近森です。

この度、高知市教育委員会といたしまして編集、発行し、3月23日に高知市立学校全教職員に配付いたしております「学びの羅針盤」につきまして、ご報告させていただきます。

「学びの羅針盤」の構成と内容につきましては、「羅針盤」という言葉のように、授業づくりの向かうべき目的地をしっかりと示し、いつでも、立ち返って、方向性を確認できるものとなっております。

目次を開けていただきますと、第1章には「学びの質の向上のために」として、学習指導要領改訂の方向性であり、教育課程を編成するためのポイントとなることを、

- 1 社会に開かれた教育課程
- 2 育成を目指す資質・能力
- 3 カリキュラム・マネジメント
- 4 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- 5 各教科等の特質に応じた見方・考え方

の5項目でまとめております。

そして第2章には、「資質・能力の育成を目指した授業づくりに向けて」といたしまして、

- 1 求められる授業づくりの進め方
- 2 単元を見通した1単位時間の授業構想
- 3 学びを支える指導技術
- 4 授業の土台となる学級（学習集団）づくり
- 5 ユニバーサルデザインを意識した授業づくり

の5つについて項立てをし、全ての子供たちに育成すべき資質・能力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業づくりの基礎・基本となる考え方やポイント等について分かりやすく、まとめております。

昨年12月には、県教育委員会から、「授業づくりベーシックガイドブック」が発行され、配付されておりますが、この度、高知市として発行いたしました「学びの羅針盤」の高知市ならではの特徴につきまして、簡単に説明いたします。

まず、第1章におきましては、高知市の課題を踏まえ、学びの質の向上のために、5つの視点を基に各学校で共通理解し、取り組んでいただきたいことを整理し、特に、授業づくりの基盤となる「カリキュラム・マネジメント」と「各教科等の特質に応じた見方・考え方」につきまして、丁寧に発信しているところでございます。

次に、第2章におきましては、高知市の課題解決に向けて取り組んでおります実践をもとに、授業づくりを行う上で大切にしたい考え方やポイント等について、事例も交えながら示していることです。

具体的に申しますと、3の「学びを支える指導技術」におきましては、以前、教育研究所で若年教員の研修用に作成しておりました「分かる楽しい授業のために」をもとに、内容を深化、発展させ、すべての教員に身に付けてもらいたい指導技術として、9つに整理して、お示しをしていること。

また、4の「授業の土台となる学級（学習集団）づくり」では、授業づくりは、確かな学級づくり、学習集団づくりがベースにあることを踏まえ、各学校へ配付している「学級経営ハンドブック」から引用したものや「あったか学級づくりアドバイザー派遣事業」のアドバイザーからいただいた指導・助言の中から、すべての学級に当てはまる内容を「あったか学級づくりのポイント」としてまとめて、紹介していること。

そして、全ての子供たちに活躍の場を保障するように、5の「ユニバーサルデザインを意識した授業づくり」においては、各校の実践を、絵や写真で紹介するとともに、カラーユニバーサルデザ

インについても発信し、すぐに教室の環境整備や授業づくりで活用できる内容となっているところにあると考えております。

いずれにいたしましても、高知市の取り組んでまいりました学力対策、生徒指導対策の2本柱に沿う内容となっておりますので、個人の研鑽として日常的に活用していただくとともに、校内研修や授業研究等におきまして、授業づくりの羅針盤として有効にご活用していただけるものと考えております。

なお、「学びの羅針盤」の配付に併せまして、各学校で、校内研修等において活用していただくための視覚的な補助教材といたしまして、45分程度のDVDを作成しました。

内容は、冊子の第2章の5つの項目について、それぞれのポイントを6分程度にまとめて解説したものとっております。

本日は、委員の皆様を紹介するために、和田教育企画監がダイジェスト版を作成いたしましたので、今から、10分程度、お時間をいただきまして、見ていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

教育政策課教育企画監

私の方で録画、編集をさせていただきました。ご覧のとおり市販のDVDと同じように、チャプター選択と連続再生の2つのメニューを設けています。

チャプター選択を押すと、第1章と第2章の1、2、3、4、5とあり、最初のメニューに戻ることも可能です。

今日は連続再生で、各担当指導主事6名が1分30秒ずつのダイジェストとなっておりますので、ご覧いただければと思います。併せて、お手元の資料を見ていただきますと、わかりやすいと思います。それでは、ご視聴ください。

(視聴)

横田教育長

ありがとうございました。

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

谷委員

学資の改定の時期でもあり、タイムリーですし、授業改善を特化してやらなければならない時期でもあるということで、今出すのに、非常に適した内容だと思えます。それと、ユニバーサルデザイン等いわゆる教育相談的な学級づくり等が、すごく丁寧に入れられていて、研究所らしいものになっている、とても素晴らしいと思えました。何より、この題、タイトルが良いですね。「学びの羅針盤」。びっくりいたしました。この題が非常に良いと私は思います。後は、これが現場の先生の手垢のつくものになるかどうか。校内研修においても、皆が持って、授業研でも何でも、これを指針にしていくというような、浸透させていくという、そういうものになっていくことが、今後すごく大事になってくると思えます。これが3月に発行され、一人一人に手渡っているわけですよね。異動した先生はどうなるのですか。新しい学校へ持って行くのですか。3月に配付したら、今後一年間、このような授業をしていきますというようなことは、年度当初に行うわけです。その時に、その会に、皆さんこれを持ってきてくださいとなった時に、失くなった、前の学校へ置いてきた等のその辺りが少し心配ですけれども。

学校教育課長

学校教育課の方で、製本させていただきましたので、3月23日に届けた時には、平成29年度の職員一人一人に、名前を書いて良いという形でお渡ししております。来年度からの新採教員だったり、異動で市外から来られた方については、追加でお渡しできるように構えております。

谷委員

個人持ちで、異動していくということですか。

横田教育長

毎年気にしているのは、既にでている県のベーシック等も、これと一緒に綴じて使いなさいというものですので、市が追加で何か冊子を作った場合は、この上へ重ね、これを手に持って、ずっとやりなさいということですね。

谷委員

大変良いと思います。

弘瀬教育次長

今後、評価の資料が文科省から示されるので、評価のことについて冊子を作って、同様にお届けをして、学習してもらおうことになります。

谷委員

分かりました。費用もかかっているように思いますが。スタッフ総動員で、よくここまでできたと、DVDもすごいと思います。

横田教育長

DVDは各校に1枚はあるのですね。

学校教育課長

はい。一緒に送っております。

西森委員

それに関連するかもしれませんが、39ページで「今、学校に求められる生徒指導の3つの力」を見た時もすごいと思ったのですが、これは今どのような状況ですか。新採の方等は、その都度いただいて、皆さんお名前を書いて、持ち歩いているような状態でしょうか。ご参照くださいと書いてありますので。これを見た時も、すごいと思ったのですが、これとは一緒に綴れないということですよ。

教育研究所長

近森です。この冊子は、発行した時には全員に配付をしておりますが、その後はある分で配付しておりますので、多分不足状態だと思います。新しいものを全員にとは至っていないと思いますが、また、相談していききたいと思います。

横田教育長

最初に配付したときは、一人一冊で配付をしたのですか。

教育研究所長

はい、そうです。一人一冊で配付をしております。

西森委員

これも具体的で、問題感もあれば、読んだ時に面白いと感じました。

弘瀬教育次長

確認して、また対応します。

西森委員

後は、教員というよりは、校長先生が対応しなければならないのだろうというところがいくつかありますよね。例えば、環境の当たりですと、44ページになりますけれども、テニスボールや滑り止めのマットの調達となってくると、校長か教頭かどなたかが、こちらに申入れをされるのではなにかと思うのですけれども。分かりませんが。そういう意味では、これは、現場の先生がやることと、校長先生が意識的に、これを作るためには、自分の出番かなという場面もある気がしますけれども、その辺は校長会等で周知はされているのですか。

学校教育課長

これは校長会でも、是非、発信していきたいと考えております。

横田教育長

初任者や若年の教員だけを対象にしたものではなくて、管理職、ベテラン教員も含めて、皆さんにこれを見て、使ってくださいという趣旨なわけですね。

学校教育課長

学校教育課に学力推進室ができますので、学校は周知徹底して、全てこれに沿えるような気持で行っていきたいと思います。

西森委員

保護者の立場から、これを読んで感じたのは、先生の声掛けは、子供にとって物すごく大きな影響があるということを感じました。先生はそのつもりはないでしょうが、クラス40人に公平に声を掛けるということは、どうしてもできなくて、〇〇さんは、今日は2回声を掛けてもらったけど、私は掛けてもらってない等、どうしてもそういったことは起きると思います。机間指導等という、31ページにありますけれども、それを通じて、全体に先生方が表情とか声掛け等もありましたけれども、人間としてのお手本ですし、伸び方があるだろうと思いましたので、是非よろしくお願いたします。

横田教育長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

それでは続きまして、平成30年3月市議会定例会について、事務局から説明があります。

教育政策課長補佐

教育政策課吉本です。

A 4 ホッチキス留めの資料、平成30年3月議会個人質問概要と書いた資料をご覧ください。

3月5日から23日までの期間で行われました3月市議会定例会において出されました教育委員会に関わる代表質問・個人質問の概要について簡単にご報告いたします。

教育委員会関係では、質問議員20人中11人の議員から全部で52問の質問がありました。

多岐にわたって質問がございましたが、主な内容について抜粋してご報告を申し上げます。

多かったご質問といたしましては、「中学校給食」に関して13問、「特別支援教育」に関して9問、「就学援助」に関して7問のご質問がございました。

その他にも、「児童生徒の通学」、「夜間中学」、「学校教育」に関するご質問などがございました。

詳細につきましては、後ほど、資料の方をご覧くださいいただければと思います。

報告は、以上でございます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

4分の1ページの公明党西森議員の14番の質問で、「全国で最も就学援助を必要とする保護者が多い分子で」という衝撃的なフレーズがあります。今までパーセントでご報告いただいたことが、この場で何度かございましたけれども、やっぱりそういう数値なのでしょうか。全国で最も多い。

横田教育長

これは明確な資料等を基にして数字を挙げたわけではなかったと思います。この議員さんがお持ちになっているもので、質問の前段に使われたということです。数字がきちんとあって、それを以っての質問ではなかったですが、傾向としては、全国的な平均よりは少し高い状態で推移していることは、間違いのない状況でございます。

森田委員

27番の質問について教えていただきたいのですが、AEDの屋外設置は2校と、この方も数字を持って質問されているのですが、2校ですか。その後に、増やそうとしている答弁はあるのですけど。どこの学校もこのくらいの割合なのでしょうか。

横田教育長

AEDは全て設置はしておりますが、屋外にあるのが2校だけです。

屋外にも置いておけば、学校が休みの時や開放で社会人や子供が使っている時でも利用できますよねという質問ですけれども、1台設置する時に、どこに設置をするかというのを学校にご要望を聞いて、やはり子供が使う可能性が高いので、1番子供が使い易いところで設置をすると、校舎内のすぐ手に取れるところが多いです。ただ、この2校に限っては、最初から立地条件といいますか、教室や体育館の配置の関係から見まして、外にあっても使い易いというようなところ、要望も2校ともありましたので、そこには最初から設置しておりますけれども、屋内にあるのを移動するとなると、なかなか厳しいですし、屋内とは別に追加で屋外に設置をするというのは予算的に厳しい状況で、こういう現状になっているということでもあります。そういう説明をしたということです。

横田教育長

他によろしいでしょうか。

委員一同

_____ 【は い】 _____

横田教育長

それでは、以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。長い時間、ありがとうございました。

閉会 午後4時40分

署 名

教 育 長 _____

2 番 委 員 _____